

## 衛星リモートセンシングデータ利用タスクフォースの開催について

令 和 2 年 1 2 月 8 日						
内閣府特命担当大臣（宇宙政策）						
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）						
総務大臣						
文部大臣	科	学	大			
農林大臣	水	産	大			
経済大臣	産	業	大			
国土交通大臣	交	通	大			
環境大臣	境		大			
防衛大臣	衛		大			
申合せ						
令和7年3月13日一部変更						

### 1. 趣旨

政府や自治体の業務の効率化や高度化に向けた衛星の適切な活用を民間に率先して進めるため、関係府省から構成される衛星リモートセンシングデータ利用タスクフォース（以下「タスクフォース」）を開催し、行政における衛星リモートセンシングデータ利用の実態や課題、推進方策の共有等を図る。

### 2. タスクフォースの役割

- ・ 衛星リモートセンシングデータ利活用の実態の把握と共有
- ・ 衛星リモートセンシングデータ利活用の拡大に向けた課題の把握と共有
- ・ 衛星リモートセンシングデータ利活用の拡大に向けた推進方策の検討と共有 等

### 3. 構成

タスクフォースは、大臣会合、幹事会及びワーキングチームから構成されるものとする。

#### (1) 大臣会合

大臣会合は、内閣府特命担当大臣（宇宙政策）が主宰し、座長を務めるとともに、その構成員は次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加すること又はその他の関係府省や民間事業者等の出席を求めることができる。

## <政府>

内閣府特命担当大臣（宇宙政策）（座長）  
宇宙政策を担当する内閣府副大臣  
宇宙政策を担当する内閣府大臣政務官  
科学技術政策を担当する内閣府副大臣  
総務大臣が指名する総務副大臣  
文部科学大臣が指名する文部科学副大臣  
農林水産大臣が指名する農林水産副大臣  
経済産業大臣が指名する経済産業副大臣  
国土交通大臣が指名する国土交通副大臣  
環境大臣が指名する環境副大臣  
防衛副大臣

## (2) 幹事会

タスクフォースの機動的な運営のため、大臣会合の下に、内閣府宇宙開発戦略推進事務局長を座長とする幹事会を開催することができる。

幹事会は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局長が招集し、その構成員は次のとおりとする。ただし、構成員の過半数が必要と認めるときは、その他の関係府省や民間事業者等の出席を求めることができる。また、案件の内容によって、幹事会を構成する府省による局長級会合を拡大幹事会として開催することができる。

内閣府宇宙開発戦略推進事務局長（座長）  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局参事官（企画担当）  
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（重要課題担当）  
総務省大臣官房企画課長/国際戦略局宇宙通信政策課長  
文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長  
農林水産省大臣官房政策課技術政策室長  
経済産業省製造産業局宇宙産業課長  
国土交通省総合政策局技術政策課技術開発推進室長  
環境省地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室長  
防衛省防衛政策局戦略企画参事官

## (3) ワーキンググループ

衛星リモートセンシングデータ利用の拡大に向けた方策の検討に当たり、内閣府宇宙開発戦略推進事務局長が特に必要と認める場合には、幹事会の下にワーキンググループを必要に応じて開催することができる。

#### 4. 庶務

タスクフォースの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府宇宙開発戦略推進事務局において処理する。

#### 5. その他

前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。